

## 利益相反管理方針の概要

---

令和5（2023）年9月

moomoo 証券株式会社

### 1. 目的

moomoo 証券株式会社（以下「当社」といいます。）は、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令の規定に基づき、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下、「対象取引」といいます。）を特定及び類型化し、お客様の利益が対象取引によって不当に害されることのないように対象取引を管理する体制を以下のとおり構築いたします。

### 2. 対象取引の特定・類型化

当社は、対象取引を以下のとおり特定・類型化します。

- (1) 有価証券に係る顧客の潜在的な取引情報を知りながら、当該有価証券について自己勘定取引を行う場合。
- (2) 顧客から売買注文を受けた有価証券等について、自己勘定取引、引受けへの参加又は投資運用業務等を通じ、何らかの関与をしている場合。
- (3) 自己勘定において保有する有価証券を、顧客に推奨・販売する場合又は自己が運用を受託している顧客資産に組入れる場合。
- (4) 利害関係者が発行又は組成する有価証券を、顧客に推奨・販売する場合又は自己が運用を受託している顧客資産に組入れる場合。さらに、これらについて自己がバック・ファイナンスを行っている場合。
- (5) 顧客に引受け又は有価証券発行に関する助言等を行いながら、他の顧客に当該有価証券の取引の推奨を行う場合。
- (6) 運用を受託している顧客資産に係る売買注文を社内の証券部門等他の部門を用いて発注する場合。
- (7) 複数の顧客又はファンドと投資一任契約を締結しているときに、当該顧客又はファンド間での資産配分を行う権限を有する場合。
- (8) 競合関係又は対立関係にある複数の顧客に対し、資金調達やM&Aに係る助言等を提供する場合。
- (9) 資金調達に係る助言の提供先又は与信先等である顧客に関する投資リサーチを提供する場合。
- (10) 証券会社等の従業員が、顧客の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興（非金銭的なものを含む。）の供応を受ける場合。

### 3. 対象取引の管理方法

当社は、原則として以下の方法を選択又は組み合わせることにより、対象取引を管理いたします。

- (1) 部門の分離その他の情報隔壁・情報遮断
- (2) 取引の条件又は方法の変更
- (3) 一方の取引の中止
- (4) 利益相反のおそれがある旨の顧客への開示
- (5) 情報共有者の監視
- (6) グループ会社への調査依頼

### 4. 対象取引の管理体制

当社は、対象取引の管理を適切に遂行するために利益相反管理統括部署を設置して、当社内で発生するおそれのある対象取引を一元的に管理する体制を整備いたします。また、当社でお取引されるお客様と後述に掲げるグループ会社、又は当社でお取引されるお客様と同グループ会社でお取引をされるお客様との間で発生しうる利益相反については、必要に応じ当社の実質的な親会社である Futu Holdings Limited の協力を得て管理いたします。

### 5. 管理対象となるグループ会社

当社の利益相反管理の対象となるグループ会社の範囲は、以下のとおりです。

- (1) Futu Holdings Limited
- (2) Futu Holdings (Asia) Pte. Ltd.
- (3) ムームージャパン株式会社
- (4) Futu Clearing Inc.
- (5) Futu Securities International (HONG KONG) Limited
- (6) Moomoo Financial Inc.
- (7) Moomoo Financial Singapore Pte. Ltd.
- (8) Futu Securities (Australia) Limited
- (9) Futu Canada Limited

以 上